

## 令和3年度第1回四街道市クリーンセンター運営協議会会議録（概要）

日 時 令和3年11月11日（木） 午前10時00分から午前11時30分まで

場 所 クリーンセンター会議室

出席者 土屋裕会長 高橋良彦副会長 日和一郎委員 霜田靖幸委員  
小川治秀委員 橋本力三委員

事務局 麻生環境経済部長 高橋環境経済部副参事 丸山クリーンセンター長  
種村環境政策課長 花島廃棄物対策課長 遠藤収集業務係長  
志津施設管理係長 関主査補

傍聴人 0人

### 一 会議次第 一

1. 開会
2. 部長挨拶
3. 委員紹介
4. 職員紹介
5. 会長選出
6. 副会長選出
7. 議事
8. 閉会

- (1) 令和元年度のごみ処理状況、環境測定調査結果について
- (2) 令和2年度のごみ処理状況、環境測定調査結果について
- (3) 令和3年度上半期のごみ処理状況、環境測定調査結果について
- (4) その他

### 議事発言要旨

土屋会長 報告内容の量が多いため、令和元年度から令和3年度上半期までのごみ処理状況、環境測定調査結果について、事務局から一括で説明を受けた後、質疑に入ります。

事務局 (令和元年度から令和3年度上半期までのごみ処理状況、環境測定調査結果についての説明)

霜田委員 配布された資料には様々なデータがありますが、測定委託業者からは「法

に基づいて測定した」「こういう計測装置で測定して問題はなかった」「計測した数値は基準値を下回っていた」といった事を示す証明書はないのですか。

事務局 測定委託業者からは、「全て規制値以下でかつ、問題はなかった」という旨の報告書が提出されるわけではありません。あくまでも測定した結果、基準値を超えていなかった旨の報告書の提出を受けています。基準値以下で問題がなかったというのは、市が協議会で報告させて頂いていますので、何らかの証明書が出るというものではありません。測定業者からの報告書は計量証明という形で提出されています。それには「この測定には、こういう測定機器を使用した」などの内容が記載されている項目もあります。測定器の精度が保たれているか、ということについても「〇年〇月に検定を受けている」などの情報も計量証明に記載されています。

霜田委員 そうでないとはだめですよ。ものすごく数値が小さいから、その精度が良くないと測れないですよ。私が言いたいのは、測定業者が「確かに法律に基づいて実施した」と記載し、測定責任者の署名なり押印なりがあって初めて、信頼のおける報告書であると確信できます。それがないと、私達は数値だけを見せられて、問題がなかったと言われても、本当に信用できる数値なのか分かりません。市と私たちの双方が理解できる証明がなければ、計量法に適合した計測結果ですと言われても、他の人が「これは本当に正しい方法で計測したのか」とセンター長に対して聞いたとしても、確認しようがないです。数値だけを私達が見せられても、確かに表に数値が入っているというのは分かるが、信憑性については疑問を感じます。

事務局 測定業者に測定委託をすると、毎回その測定結果には、先ほど申し上げたとおり計量証明がついていますが、その書類は膨大な数になります。

土屋会長 資料の数値は、国の資格を持った環境測定士が測定し、法で定められた方法によって分析した数値です。証明書は頂いていますよね。

事務局 はい。

- 霜田委員 協議会資料の測定結果1件ごとに証明書がついていても、確認しようがないですから、法に基づいて計測している旨を、協議会資料に1ページでも記載すればよいのではないですか。
- 土屋会長 詳細な証明をつけるのではなく、協議会資料にその旨を明記してほしい、ということですね。
- 事務局 次回の協議会からそのような形で資料に付けさせていただきます。
- 土屋会長 他にご質問、ご意見はありますか。
- 日和委員 この協議会の趣旨から離れるかもしれませんが、「ごみ処理手数料が有料化されたことによって減少傾向にある」などといった分析コメントがない。データを示して、検討して今後はどうするか、そういったものがなければ、データだけを列記されてもどうしようもないです。  
それと、クリーンセンターの運営に関係があるかどうかは分からないが、有料化によって、収集に関わる費用が削減できるのか、などといった分析がほしい。  
また、千葉市、佐倉市などといった他市との人口比較、ごみ量比較などといったデータはないのか。
- 事務局 令和2年9月1日から家庭系ごみ処理手数料制度を導入したわけですが、コロナ禍で制度を導入したこともあり、市民の負担が大きいということで、「新しいごみ袋を全市民に各戸配布したところですが、その関係もあって手数料制度の効果はなかなか検証できないというのが現状です」といった一文を加えたほうが良かったかもしれません。  
現在の状況ですが、手数料制度を導入してから1年が経過しましたが、令和3年9月末まで緊急事態宣言下にあったことから、市民の生活様式が巣籠り型に変わっていたこともあるので、可燃ごみの量は増えています。  
令和2年度の当初は、市民の皆さんが自宅で過ごす時間が長かったため、家庭内の不用品の整理に伴い、持ち込みごみが非常に多くなるというイレギュラーなこともありました。  
また、海外への資源物の輸出がストップしていた関係で、2か月ほどウエス類（衣類）の集積所への排出抑制を市民に要請していた時期もあり、予測がつかないことがあったことは事実ではありますが、当初の予定としては、家庭系ごみ処理手数料制度を導入して10%以上の削減効果を期待してお

りましたので、検証を行うべき時期ではございましたが、なかなかデータが揃わずに分析ができませんでした。しかし、今後、分析をしないという意味ではありません。

コロナ禍の影響が落ち着いたところで、手数料制度を導入する前の状態と比較してどうであったかなどを検証して、この協議会でご報告できるかは分かりませんが、一定の報告はしてまいりたいと考えております。

土屋会長

日和委員がおっしゃるように「結果だけではなくて、施策に対する考察や近隣他市との状況も資料に入れられたら」ということですね。

四街道市の状況が近隣市町村と比較してどうか、というのは、千葉県環境部で作成した、「清掃事業に関する現況と実績」という調査資料で他市の状況も出ておりますので、その内容も加味されて資料を作成すれば、より分かりやすいと思います。

日和委員

それに加えて、環境政策でとりまとめるのかもしれませんが、クリーンセンターで調査を行うこともあると思うので、推測でも良いので、例えば「なぜ、厨芥類が増えたのか」などの分析も加えてほしいです。

話は変わるが、収集用の車両数というのは、収集ごみの増減にリンクするということはありえますか。

本市の人口減、ごみ袋の有料化などでごみ量が減っていくと期待できるが、そうした状況下でごみ収集に関わる費用を削減していくことは考えていますか。

事務局

コロナ禍の影響が落ち着いた段階で、有料化に伴い、ごみ集積所に出されるごみがどれくらい減ったかという検証を行った上で、ごみ量が減少していれば、週3回の可燃ごみ収集を2回にし、収集費用を削減することができないか考えているところでございます。

現在、ごみの収集は委託であり、収集業者が保有している車両でごみの収集を行っていますが、ごみが減れば当然、集積所とセンターを車両が往復する時間も回数も減ります。

その部分で委託費の縮減につなげることは出来ると思います。委託を発注する市の責務として、家庭系ごみ処理手数料制度で市民の皆様には負担をいただいている上での話なので、シビアにやっていきたいと思っております。

日和委員

収集費用を削減できるようにしてほしい。

ごみ指定袋の代金に含まれる、家庭系ごみ収集手数料について、市の歳入

として予想される金額は、年間1億5千万円くらいでしたか。

事務局 市の歳入として約2億円が入ってきます。  
経費が約7千万円かかるので、歳入として見込まれるのは1億2千万円ほどです。

日和委員 その1億2千万円は、このクリーンセンターの運営に使われるのですか。

事務局 この歳入は特定財源ではないので、用途を特定して使われるという訳ではありません。

ただ、ごみ減量に関する施策を行う予算として、環境経済部で要望したいと考えています。

例えば、今までは可燃ごみ収集日が休日に重なった場合には収集をしませんでしたが、家庭系ごみ収集手数料制度の導入と併せて、収集をすることとしました。

これは、休日の多くが月曜日に集中するため、可燃ごみの収集がある地区では、月曜日に休日が重なった場合に可燃ごみの収集がお休みになるので不公平だという意見もあったためです。

また、可燃ごみを減らすために補助制度を検討する場合、これの財源とするということが必要になってくるだろうと思っております。

日和委員 一般家庭に負担を求めるのであれば、利便性の向上などに使われるのが良いと思います。

霜田委員 ダイオキシン類ですが、平成30年度と比較して令和元年度、2年度は数値が激減しています。なぜこれだけ極端に数値が減ったのですか。

事務局 令和元年度の協議会でも同様の質問を頂いておりますが、これについては、集塵機には活性炭とともにダイオキシンを吸着・捕捉するためのバグフィルターという部品があり、これを令和元年度に交換した結果、ダイオキシンの数値が激減しました。

霜田委員 交換の頻度はどのくらいですか。

事務局 使用状況にもよりますが、10年以内に一度は交換するようにしております。

毎年、焼却設備の点検を実施しており、バグフィルターを数本検査機関で検査し、状態を確認しながら交換しています。

土屋会長 平成30年度は2号炉のバグフィルターを交換し、1回目と2回目を比較して数値が大幅に下がりましたし、元年度は1号炉のバグフィルターを交換したので、1回目と2回目との比較で桁が違うほど数値が下がりました。この件については、協議会でも話題になりましたが、バグフィルターの交換をしたので、ダイオキシンの捕捉効率が良くなった、ということでした。

霜田委員 バグフィルターは高価なものなのですか。

事務局 1炉について480本のバグフィルターが装着されています。  
1本あたり約10万円以上します。

土屋会長 バグフィルターは高価なので、頻繁に交換するわけにはいきません。ダイオキシンの基準値1に対して、ダイオキシンの数値がこれだけになったから交換する、ということだと思えます。

霜田委員 ごみ袋が有料化したことに伴い、不法投棄が増えたということはないのですか。

事務局 不法投棄については、ごみ袋が有料になったのは可燃ごみと不燃ごみです。今までも30cm以下のごみについては不燃ごみ、という規定でやっておりますが、不法投棄されるものは、どちらかといえば、タイヤなどの粗大ごみが多いです。有料化になったからといって、一概に集積所に不法投棄が増えた、という訳ではありません。  
集積所に不法投棄されるのは、どちらかといえば粗大ごみが多いです。

霜田委員 それはクリーンセンターが回収してくれるのですか。

事務局 違反ごみが出されてすぐに回収すると、粗大ごみでも回収してもらえると誤解を招くため、まずは、警告シールを貼り、1週間はそのままにしています。  
その上で、その違反ごみが出されたままであれば、通報を受けて回収する措置をとっています。

- 霜田委員 可燃ごみの日は週3回あります。夏場は週3回でなければならないというのは分かりますが、冬場は週3回でなくても良いのではないですか。
- 事務局 千葉市、佐倉市では可燃ごみの収集は週2回です。週3回の収集をしている自治体は減っていると思いますが、シーズンによって、週3回を週2回にするのは、市民の皆様の混乱を招く恐れもあります。  
今後、ごみの排出量を検証してまいりたいと考えております。
- 霜田委員 費用対効果を考えるのは必要だと思います。  
「週3回を週2回にするのは困る」と言い出す地区があるかもしれませんけどね。
- 事務局 収集方法の変更というのは、実施すると、一定期間内は相当な数の苦情が寄せられますので、計画をたてて実施しなければなりません。
- 霜田委員 ある地区だけ実験的にやってみるなど、そういうことも考えないと、今後、苦しくなっていくのではないかと思います。
- 土屋会長 そうした事は、市民からの意見を聞きながらやらなければならないのではないかと、思います。
- 日和委員 先ほどのお話に出てきた整備修繕ですが、毎年度の計画とその結果が資料に記載されていません。
- 土屋会長 前回の協議会も修繕の予定と結果について話題になっていました。  
修繕については、実績であれば示すこともできますし、計画については予算との兼ね合いがあるので、参考までに説明していただくというのはどうですか。  
次回から、議題などに一項目として入れておいていただきたいと思います。
- 事務局 通常であれば本協議会は年2回、5月頃と11月頃に実施しますが、5月の協議会で、その年度に実施する修繕項目をお話させていただきます。  
11月の協議会で、次年度の修繕項目を報告したいと考えております。
- 土屋会長 突然、設備修繕が必要になるときもあると思いますが、修繕計画の報告は議題に入れておいていただきたいと思います。

他に何かありますでしょうか。

(意見無し)

無いようなので、私からもお聞きしたいことがあります。日和委員もお話ししていた資料の考察に関する部分です。

例えば令和元年度のごみ処理状況を見ると、平成29年度、30年度と比較して処理量が増えています。

私の今までの経験ですと、平成30年度までは、処理量が少しずつ減少していたと思いますが、これが令和元年度から増加した理由としては、台風被害により災害廃棄物、例えば粗大ごみの量がかなり増えたのではないかと思います。

このような考察も書いてあれば、市民の皆様がごみの減量に取り組んでいるのに、なぜごみが増えたのか理由が分かるのではないかと思います。可能な限りで良いので考察を入れておいていただきたい。

また、2年度になると、ごみの処理量が増えています。これは先ほどの話題に出た巣籠りの影響で、厨芥類が増えたのが分かると思います。

資料には数値としての結果だけではなく、考察を入れていただければと思います。

事務局 そのようにさせていただきます。

霜田委員 この会議は、運営協議会となっておりますが、この協議会は何をするのか、ということをお聞きしたいです。  
運営協議会となっているのに、結果的には環境測定の調査結果報告と維持管理状況に関する報告になっていますよね。  
なぜ、運営協議会になっているのか、よく分かりません。

土屋会長 初めて委員になった方には運営協議会要綱を事前にお渡ししないと、協議会に行って何をやれば良いのか、という話になってしまいます。

事務局 大変申し訳ございません。来年度、新たに各自治会からの推薦を受けまして委員を選出させていただきますが、その際には、運営協議会要綱をお渡しさせていただきます。  
この四街道市クリーンセンター運営協議会設置の趣旨としまして「山梨2002番地先に設置したごみ処理施設からの公害の発生を未然に防止し、周辺住民と行政の協力によってクリーンセンターの円滑な運営を図るため、クリーンセンター運営協議会を設置する」となっております。



- 事務局                   みそらの方には恐縮ですが、平成元年8月30日にみそら自治会と協議を締結した際、協定書第18条に「平成4年から稼働するクリーンセンターの運営に当たっては、運営協議会を設けて、円滑・安全な運営をする」ということが規定されています。それに従い、環境基準の達成状況などをクリーンセンター運営協議会にご報告させていただき、市民の皆様にクリーンセンターの運営にご理解を頂くという趣旨でございます。
- 霜田委員                   具体的なものが何もないではないですか。方針だけですよ。具体的にどういうことをやる、というのが見えてきません。協定書に具体的なことは書けないかも知れませんが、例えば「この運営協議会では、こういうことをやるんですよ、こういうところを見てくださいね」という、そういう説明があっても良いと思います。
- 事務局                   具体的にはみそら自治会との協議・協定書に基づき、環境基準を超えているか超えていないかというところをチェックしていただくのが、運営協議会を開催して皆様にお集まりしていただく、主な趣旨です。
- 霜田委員                   そうすると、運営とは違うではないですか。
- 土屋会長                   クリーンセンター運営協議会要綱というものがあります。  
この中に先程、センター長が説明した設置の目的、所掌事務でどんなことをこの協議会でやるかが規定されています。  
要綱を事前に配布しないと、集まっても、協議会の趣旨が分からないということになってしまいます。  
私は何度も出席していますから、この協議会でどのようなことをやるか分かっていますが、地区から推薦されて初めて委員に選ばれた方に対しては、事前に「こういうことをやります」とお示ししなければ、委員に選ばれても不安だと思います。  
要綱を配布するしかないのではないですか。
- 小川委員                   そういうことを事務局側は委員に対して示すと同時に、自治会内では推薦する人を選ぶに当たり、引継ぎをきちんとするのも大事なことです。  
その自治会の中で新任の方が、前任の方から引継ぎを受けて出てきてもらうというのは、各自治会のやるべきことではないかと思います。その上で要綱も渡さないと、話が上手く伝わらないことになってしまいます。

- 事務局 大変申し訳ございません。気を付けます。
- 土屋会長 その他、ご意見ご質問はありますか。  
無いようなので、その他事務局から連絡事項等がありましたら、お願いします。
- 事務局 本協議会委員の任期は令和4年3月末までとなっております。来年度は委員改選の年に当たります。  
年度内に区・自治会に対し、委員の推薦をお願いする予定ですので、よろしく願いいたします。  
また、先程のご指摘のとおり、その際には改めて要綱をお配りしたいと思います。大変ご迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。
- 土屋会長 それでは以上で本日の運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。